○国土交通省告示第六百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

表ＳＭ１－１の項中「宮古島ＶＯＲ（Ｎ24°47′Ｅ125°18′）」を「Ｎ24°47′10″Ｅ125°18′04″の地点」に改める。

表ＳＭ１－２、ＳＭ１－３及びＳＭ２の項中「宮古島ＶＯＲ」を「Ｎ24°47′10″Ｅ125°18′04″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第六百二十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1159	騒音防止装置　98－Ｅ13Ｃ－02	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｎ－1219	騒音防止装置　98－Ｅ13Ｃ－03	〃

○国土交通省告示第六百二十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1159	騒音防止装置　日野　98－Ｅ13Ｃ－02	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｎ－1219	騒音防止装置　日野　98－Ｅ13Ｃ－03	〃

○国土交通省告示第六百二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2400	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ－ＶＨＢ	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第六百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2403	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｅ13Ｃ－ＶＨＢ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第六百二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月七日指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を次のとおりとしたので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2293	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＳＰ１３５　ＮＲ－ＦＥ４	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2568	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ２　Ａ23	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第六百二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	
㊞ＧＳ－1063	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3800－ＣＲ－Ｔ－ＷＤＰ	キャタピラー　ＷＤＰ－ＡＹ４、キャタピラー　ＷＤＰ－ＣＤ２	株式会社クボタ　大阪市浪速区市敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第六百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2403	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｅ13Ｃ－ＶＨＢ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第六百二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月七日指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を次のとおりとしたので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2293	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＳＰ１３５　ＮＲ－ＦＥ４	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2568	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ２　Ａ23	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第六百二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	
㊞ＧＳ－1063	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3800－ＣＲ－Ｔ－ＷＤＰ	キャタピラー　ＷＤＰ－ＡＹ４、キャタピラー　ＷＤＰ－ＣＤ２	株式会社クボタ　大阪市浪速区市敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第六百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

表ＳＭ１－１の項中「宮古島ＶＯＲ（Ｎ24°47′Ｅ125°18′）」を「Ｎ24°47′10″Ｅ125°18′04″の地点」に改める。

表ＳＭ１－２、ＳＭ１－３及びＳＭ２の項中「宮古島ＶＯＲ」を「Ｎ24°47′10″Ｅ125°18′04″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第六百二十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1159	騒音防止装置　日野　98－Ｅ13Ｃ－02	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｎ－1219	騒音防止装置　日野　98－Ｅ13Ｃ－03	〃

○国土交通省告示第六百二十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1159	騒音防止装置　日野　98－Ｅ13Ｃ－02	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｎ－1219	騒音防止装置　日野　98－Ｅ13Ｃ－03	〃

○国土交通省告示第六百二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2400	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ－ＶＨＢ	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第六百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2403	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｅ13Ｃ－ＶＨＢ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第六百二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月七日指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を次のとおりとしたので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2293	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＳＰ１３５　ＮＲ－ＦＥ４	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2568	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ１、ホンダ　ＤＢＡ－ＪＧ２　Ａ23	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第六百二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所	
㊞ＧＳ－1063	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3800－ＣＲ－Ｔ－ＷＤＰ	キャタピラー　ＷＤＰ－ＡＹ４、キャタピラー　ＷＤＰ－ＣＤ２	株式会社クボタ　大阪市浪速区市敷津東１丁目２番47号